

すみのエトピックス

令和7年度

第1回住之江区区政会議を開催しました!

- ・住之江区区政会議は、3つの「部会」と委員全員参加の「全体会」で構成されています。
- ・今回の区政会議では、「令和6年度運営方針振返り」についてご意見をいただきました。

はぐくみ・教育部会

5月19日
開催

委員からのご意見

保育コンシェルジュの周知について子育て世代や乳幼児が集まる施設等で子育て情報を周知してみてはどうか。

区役所より

子育て世代や乳幼児が集まる施設等での相談や、子育て情報を発信しているチラシに保育コンシェルジュに関する情報を追加するなど検討してまいります。

すこやか・まちづくり部会

5月23日
開催

委員からのご意見

住之江区は住みやすいよいまちなので、担い手を増やすためにも若い世代や子育て世帯が住みたいと思うように、魅力的な情報を発信できたらよい。

区役所より

引き続き、広報紙やホームページ、SNSを活用して地域の魅力発信に力を入れてまいります。

防災・安全部会

5月15日
開催

委員からのご意見

区内の様々な企業と連携し有事の際には協力してもらうなど、区の防災力をあげることが重要である。

区役所より

引き続き、「住之江区防災パートナー」の募集や「津波避難ビル」の拡充を進め、防災力の向上に向け、民間企業等と連携した取組を進めてまいります。

第1回全体会

6月19日
開催

委員からのご意見

地域防災リーダー研修で各地域に可搬式ポンプが設置されていると案内があったが、具体的にどこに設置されているのかわからないといった意見があった。防災マップ等に記載するなど、周知してはどうか。

区役所より

可搬式ポンプの設置場所を区ホームページに掲載いたしました。今後、防災マップにおいても設置場所の周知に努めてまいります。



6月19日の
全体会の様子



詳しい
会議内容は
こちら



問 総務課(ICT・企画) 窓口④番
☎06-6682-9909

～パートナーシップ協定を締結しました～

住之江区のさらなる発展に向けて、
ともに取り組んでいただける企業様とパートナーシップ協定を締結しました。

■ミズノ株式会社

長沼執行役員と藤井区長のコメント(抜粋)

長沼役員: 今回のパートナーシップ協定を通じ、住之江区様の住民の方々の強いつながりと、私たちの技術や知見を活かし、地域とともに取り組むプロジェクトを推進していく所存です。
藤井区長: 協定締結により、子どもたちの未来のため、すべての人がいきいきと自分らしく暮らせるため、安全・安心に暮らすため、また「心から誇りに思えるまち、住之江区」を実現するため、取り組んでまいります。



令和7年6月24日(火) 協定締結式

詳しくは
こちら



■マルイ食品株式会社

宇都代表取締役社長と藤井区長のコメント

宇都社長: この度、鹿児島県産「マルイ食品」のたまごが住之江区の皆様のお役に立てることを、大変うれしく思っております。
藤井区長: 本協定の締結により、フードロスへの取組として、こども食堂や、ふれあい喫茶などへのたまごの御提供を通じ「もったいないをありがとう」を合言葉に、共に進んでまいります。



令和7年7月2日(水) 協定締結式

詳しくは
こちら



問 総務課(ICT・企画) 窓口④番 ☎06-6682-9992



お家の最期、考えませんか?



誰も住まなくなり、管理もせず放置している空き家
には**危険**がいっぱい!!!
建物の劣化が進み、防災面や防犯面、衛生面など
さまざまな問題が発生する恐れがあります。
空き家になる前からお家のこと、考えてみませんか?

空き家を放置すると
こんな問題が!!!

住之江区内のお家、**約7軒に1軒**が空家です。
住之江区の空家率**13.5%**
※総務省「令和5年住宅・土地統計調査」より

防犯性の低下

犯罪を誘発したり、**不法侵入**されたりする恐れがあります。

衛生の悪化

野生動物が家屋に住みつき、糞尿が原因で**悪臭**が発生する恐れがあります。

防災性の低下

家屋の**倒壊**や**火災**等さまざまな被害が想定されます。

落下物による被害

瓦や**壁**が落下し、通行人に**怪我**を負わせて、多額の**損害賠償金**を請求される恐れがあります。

ごみの不法投棄

敷地内に**ごみ**を不法に投棄される恐れがあります。

空家利活用改修補助

空家の利活用を予定されている方に、住宅の性能向上や、こども食堂・高齢者サロンといった地域まちづくりのための用途に改修する費用等の一部を補助します。

住之江区の改修事例等詳しくはこちら

老朽木造住宅の解体・建て替えを応援!!

大阪市では、密集市街地における古い住宅の解体・建て替え費用を補助する制度を設けています。補助金を受けるためには、一定の要件を満たす必要があります。

対象エリア、その他制度等詳しくはこちら

問 大阪市立住まい情報センター4階 窓口⑤番
☎06-6882-7053

こんな制度も
あるんです!



大阪市内の空き家の電話相談窓口

大阪市内の空き家に関する様々な相談を受け、必要に応じて専門家や専門事業者、地域団体、行政などと連携し、空き家に関する問題解決のサポートを行っています。

問 一般社団法人大阪府不動産コンサルティング協会
(空き家相談ホットライン) ☎06-7713-1375

放置されている空き家等、空き家対策全般
についてのご相談は、区役所で実施して
います。お気軽にご相談ください。



問 協働まちづくり課(空き家)
窓口④番 ☎06-6682-9906

